

新たな観光振興財源（検討の必要性・これまでの経過）について

観光部山岳高原観光課

1. これまでの検討経過

令和4年10月 安定的・持続的な観光振興財源について研究するため、長野県観光戦略推進本部に観光振興財源検討プロジェクトチーム（PT）を設置し、庁内研究開始

令和5年3月 「しあわせ信州創造プラン3.0」を策定

- ・暮らす人も訪れる人も楽しむことができる世界水準の山岳高原観光地の実現に向け、今後5年間に取り組む施策の展開として「観光振興施策を継続的かつ安定的に実施するため、新たな観光振興税の創設について検討」を位置づけ

長野県観光戦略推進本部会議において、PTの研究結果を報告 **資料3**

- ・新規又は拡充が想定される観光振興施策、他県の財源確保策や負担の対象となりうる観光行動等について整理

⇒更なる検討には有識者等によるオープンな場での検討が必要という認識を共有

「外部有識者を含めた幅広い意見を聴取する場」として、県観光振興審議会に専門部会を設置し、検討を進めたい。

2. 新たな観光財源検討の必要性

① 観光振興の重要性

- ・人口減少や少子高齢化がますます進む中、地域の維持・発展のためには交流人口・関係人口の拡大や他産業への経済波及に資する「観光」は地域活性化の切り札。
- ・また、観光は学び・社会貢献・地域交流の機会でもあり、旅のもたらす感動や満足感は県民一人ひとりの生きる活力やしあわせの実感へつながる。

② 長野県観光の現状・課題

- ・県内観光産業の再生や「サステナブル」「ユニバーサル」といった社会・価値観の変化により生じた新たな課題への対応など、コロナ禍を経て国内外から選ばれる「世界水準の山岳高原観光地」となるための取組を推進していく必要がある。
- ・一方で、コロナ禍の観光振興予算の大部分を占めていた国の交付金等はアフターコロナへの移行に伴い縮小・終了が想定され、財源確保策が課題となっている。

③ 歳入確保の必要性

- ・原油価格や物価高騰等の影響による歳出増加や、高齢化等による社会保障関係費・頻発する災害への対策強化費用の増加による財政の硬直化、新型コロナ対策の見直しを踏まえた国の予算措置状況などを考慮すると、より事業の選択と集中が求められる。

以上を踏まえ、受益者である観光客に一定の負担を求めることも含め、持続的・安定的な観光振興財源の姿や仕組みについて検討する必要がある

観光振興財源検討部会の設置について

観光振興財源検討部会の設置について

長野県附属機関条例（令和2年3月19日条例第3号）第7条の規定により、長野県観光振興審議会に観光振興財源部会を設置し、以下のとおり検討を進めたい。

【参考】長野県附属機関条例（抜粋）

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

検討事項

「しあわせ信州創造プラン3.0」に掲げる「世界水準の山岳高原観光地づくり」実現のため、安定的・持続的な財源について検討を進める。

【検討事項】

- ・ 本県観光動向の現状と課題の分析
- ・ 今後必要となる観光振興施策の方向性や事業規模
- ・ 財源確保の必要性 ・ 徴収内容 ・ 方法、導入に伴う影響
- ・ 市町村への対応について

検討スケジュール

資料4のとおり

構成メンバー

部会に属すべき委員及び専門委員は、審議会委員の皆様の見解を踏まえて会長が指名する。部会長は、検討部会に属する委員等が互選する。

（構成イメージ）

学識経験者（税・観光）：3名、
観光関係事業者（宿泊、索道、交通など）：3名、 市町村：2名 計8名

・ 税や交通分野の有識者もメンバーとしたいため、専門委員の設置等を含めて検討

【参考】長野県附属機関条例（抜粋）

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

会議の公開について

会議の傍聴及び取材は、検討会議の運営に支障をきたさない範囲において認める。会議の議事概要は無記名のものを作成し、県ホームページで公開する。